

第21号議案

品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第12条の4第2項の規定に基づき、品川区（以下「区」という。）における一時保護施設の設備および運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(目的)

第2条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに、かつ、安全な生活を送ることを保障するものとする。

(最低基準)

第3条 最低基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）の定めるところによる。

(最低基準の向上)

第4条 区は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

2 一時保護施設は、最低基準を超えて、常にその設備および運営を向上させなければならない。

- 3 最低基準を超えて、設備を有し、または運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 一時保護施設の設備および運営の基準を定める必要がある。